

別記3 食料システム構築支援タイプ

I 全国の取組

第1 目的

農業者の減少や農産物等の輸送能力不足、食料安全保障上のリスクの高まり等への対応が急務であり、需要に応じた生産から流通までの垂直的かつ持続可能な取組が不可欠であり、また、「食料・農業・農村基本法」の見直しを踏まえた、新しい農業のモデルとなる取組の推進が必要である。

このため、「食料システム構築計画に係る承認規程」（令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された計画（以下「食料システム構築計画」という。）（「協働事業計画に係る承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された計画を含む。以下同じ。）に定める取組に対して支援する。

なお、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する「生産方式革新実施計画」及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に規定する「輸出事業計画」（ただし、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る。）の認定を受けた計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる（以下「食料システム構築計画等」と総称する。）。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

食料システム構築支援タイプ（以下Iにおいて「本対策」という。）での取組の内容は、I-1の第1、I-2の第1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等（承認規程第2及び協働事業計画承認規程第2に規定する拠点事業者及び連携者、生産方式革新実施計画の認定農業者等、輸出事業計画の認定輸出事業者をいう。以下同じ。）又はコンソーシアム（以下本対策において「事業実施主体」という。）が食料システム構築計画等に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 食料システム構築計画等の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

（2）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、I-1の第3、I-2の第4に定めるところによるものとする。

（3）目標年度

ア 目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度とする。

イ 生産方式革新実施計画及び輸出事業計画の終了年度とする。ただし、5年以内とする。

る。

4 面積要件

本要綱別記1のⅡ-1の第2の4の(5)(イからエまでを除く。)の規定を準用する。

5 取組の実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とする。ただし、計画初年度から3年以内とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、食料システム構築計画等を添付して別紙様式2号の2により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下本対策において同じ。）に提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された交付金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局等（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局をいう。以下本対策において同じ。）の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、食料システム構築計画等に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。

- (4) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第5第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2号の5により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等へ報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1) 及び(2) に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画及び食料システム構築計画等（以下「事業実施計画等」という。）の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式4号の2により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の3に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (4) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 拠点事業者等の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、食料システム構築計画等の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等の実現に当たって、新しい農業のモデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者等は、本対策の実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
- (1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

- (2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
- (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第5 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者等であって、本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(1)から(7)までに定める者又は拠点事業者が参画する本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。
- 2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、I-2の第1の2から5までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
 - (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。
 - (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 4 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
 - (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で

設定することとしていること。

- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第7 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 5 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること
- 6 本対策については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- 7 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
- 8 環境負荷低減の取組
 - (1) 受益者は別紙様式12号の該当する様式において、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中（Iの第2の5の取組の実施期間中をいう。以下同じ。）に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出し、及び保管するものとする。

(2) 事業実施主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者等が各取組を実施する旨を別紙様式12号の実施者リストに記載して、当該リストをⅠの第3の1の(2)の事業実施計画と併せて地方農政局等に提出するとともに、当該リストを保管するものとする。

なお、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者がチェックシートを提出及び保管するものとする。

(3) 事業実施主体は、第3の2の(1)の事業実施状況報告に併せて別紙様式12号の実施者リストを国へ提出するものとする。また、事業実施年度の翌年度の6月末までに、実施状況を当該リストにチェックし、国へ提出するものとする。

(4) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

(5) なお、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでアからエまでの手続を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のaからdまでのとおりとする。

a JGAP（農産）

b ASIAGAP

c GLOBALG. A. P.

d 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（確認体制を有するものに限る。）

I-1 推進事業

第1 取組の概要

1 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

(2) 生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

(4) 新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

(5) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

施設の低コスト化など施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組。

(6) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

地域計画の策定に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

2 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

(2) 集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。

(3) 導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

(4) 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

(5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

(6) 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業用機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CA コンテナ、機器等のリース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。
なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第2 交付対象経費

1 本対策の交付対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表7に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、交付対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定

するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

第5 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合

(1) 共通

ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

(2) 農業用機械等を導入する場合

ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－交付金)／当該農業用機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

ア 農業用機械等のリース期間は、食料システム構築計画等の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料交付額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left(\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」} \right) \times \text{交付率（1／2以内）}$$
$$\text{「リース料交付額」} = \left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \times \text{交付率（1／2以内）}$$

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- (1) 交付対象は、新しい農業のモデルに対応できる拠点事業者等の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- (3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

I－2 整備事業

第1 交付対象とする取組の内容

食料システム構築計画等の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設
- 11 有機物処理・利用施設

第2 対象地域

- 1 本対策の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。
ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記1のⅡ－1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

第3 交付率

本要綱別表1のⅢの1の（2）の交付率の欄のただし書の別記3に定める場合は、次の1から3までに掲げる場合とし、別記3に定める交付率は、当該1から3までに定める率とする。

- 1 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合 事業費の10分の6以内
- 2 次の（1）又は（2）に掲げる場合 事業費の10分の4以内
 - （1）稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合
 - （2）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- 3 次の（1）から（4）までに掲げる場合 事業費の3分の1以内
 - （1）乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
 - （2）米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
 - （3）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合
 - （4）野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

第4 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のⅡ－1の第2の4の（2）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第5 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1－1－①、③及び④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備
- 8 みどりの食料システム戦略の推進
- 9 人材育成推進

第6 採択要件

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、配分基準通知により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

なお、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施計画から選定するものとする。

第7 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等当たりの単年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。
- 2 整備事業で整備する施設については、別記1のⅡ－1の第2の5に定める施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。
- 3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- 4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- 6 地方農政局長等は、Ⅰの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）又は（2）に掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

9 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

(3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

(4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施

設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

- 16 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 17 成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。
- （１）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - （２）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - （３）交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了年度内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。
- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用するものとする。

第8 留意事項

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設（以下「施設」という。）の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、PFI法の活用に努めるものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7 GAPへの対応

本対策において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

Ⅱ 都道府県の取組

第 1 目的

農業者の減少や農産物等の輸送能力不足、食料安全保障上のリスクの高まり等への対応が急務であり、需要に応じた生産から流通までの垂直的かつ持続可能な取組が不可欠であり、また、「食料・農業・農村基本法」の見直しを踏まえた、新しい農業のモデルとなる取組の推進が必要である。

このため、「食料システム構築計画に係る承認規程」（令和 7 年 1 月 9 日付け 6 農産第 37 39 号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された計画（以下「食料システム構築計画」という。）（「協働事業計画に係る承認規程」（令和 2 年 1 月 21 日付け元生産第 1539 号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された計画を含む。以下同じ。）に対して支援する。

なお、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第 7 条第 1 項に規定する「生産方式革新実施計画」及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 37 条第 1 項に規定する「輸出事業計画」（ただし、「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る。）の認定を受けた計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる（以下「食料システム構築計画等」と総称する。）。

第 2 取組の内容等

1 取組の内容

食料システム構築支援タイプ（以下Ⅱにおいて「本対策」という。）での取組の内容は、Ⅱ－1 の第 1 及びⅡ－2 の第 1 に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本対策の交付の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等（承認規程第 2 及び協働事業計画承認規程第 2 に規定する拠点事業者及び連携者、生産方式革新実施計画の認定農業者等、輸出事業計画の認定輸出事業者をいう。以下同じ。）又はコンソーシアム（以下本対策において「事業実施主体」という。）が食料システム構築計画等に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 食料システム構築計画等の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

（2）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅱ－1 の第 3 及びⅡ－2 の第 4 に定めるところによるものとする。

（3）目標年度

ア 目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度とする。

イ 生産方式革新実施計画及び輸出事業計画の終了年度とする。ただし、5 年以内とする。

4 面積要件

本要綱別記 1 のⅡ－1 の第 2 の 4 の（5）のとおりとする。

5 取組の実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とする。ただし、計画初年度から3年以内とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施計画の地方農政局長等への提出は、第2の3により食料システム構築計画等を添付して行うものとし、都道府県以外の者が事業実施主体である場合にあっては、別紙様式2号の3により、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。以下同じ。）及び都道府県知事を経由するものとする。
ただし、やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに地方農政局長等に提出することができるものとする。
なお、事業実施主体が特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式3号の2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (3) (2)の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (4) 市町村長及び都道府県知事は、(2)の規定に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事は、作成した都道府県事業実施計画書と併せて、別紙様式2号の4により、地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。
- (5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (6) 都道府県が事業実施主体となる場合には、都道府県知事は別紙様式第1号の2を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (7) 地方農政局長等は、事業実施計画の妥当性の協議を受けた場合は、食料システム構築計画等に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容を検討するものとする。
- (8) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(9) 事業の着手

ア 本要綱第5第2項ただし書の交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2号の6により都道府県知事に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の5月末日までに、別紙様式4号の3により市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の提出を受けた場合には、別紙様式第4号の2により、報告がされた年度の6月末日までに、地方農政局長等へ報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(3)に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 取組の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、別紙様式4号の3により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)による報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の4に定める改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の8月末日までに、作成した都道府県事業実施評価報告書と併せて、別紙様式第4号の2により地方農政局長等に報告するものとし、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式6号の4に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会等に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第4 拠点事業者等の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等に定めた取組内容の実践のために、本対策を実施することができるものとする。本対策の実施に当たっては、食料システム構築計画等の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等の実現に当たって、新しい

農業のモデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

3 事業実施主体となる拠点事業者等は、本対策の実施により、次の（１）から（３）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

- （１）生産安定・効率化機能
- （２）供給調整機能
- （３）実需者ニーズ対応機能

第５ 事業実施主体

1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者等であって、本要綱別表１のⅢの事業実施主体の欄の（１）から（７）までに定める者又は拠点事業者等が参画する本要綱別表１のⅢの事業実施主体の欄の（８）のコンソーシアムとする。

2 本要綱別表１のⅢの事業実施主体の欄の（６）の「民間事業者」は、以下の（１）を必須とし、（２）又は（３）のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅱ－２の第１の２から５までを整備する事業実施主体においては、（２）を必須とする。

（１）拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

（２）以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は１以上の生産者団体との間で、事業実施から３年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

（３）事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

3 本要綱別表１のⅢの事業実施主体の欄の（７）の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

（１）農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

（２）その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体

4 本要綱別表１のⅢの事業実施主体の欄の（８）の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

（２）整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

（３）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

（４）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公

印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第6 指導推進等

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第7 留意事項

- 1 本対策に係る交付金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が交付金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該交付金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

- 5 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 6 本対策については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
- 7 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」の定めるところによるものとする。
- 8 環境負荷低減の取組

- (1) 受益者は別紙様式12号の該当する様式において、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者等が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、事業実施計画の提出と併せて当該リストを都道府県等に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。

なお、受益者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者がチェックシートを提出することとする。

- (3) 都道府県知事は、Ⅱの第3の2の(1)の事業実施状況報告に併せて別紙様式12号の実施者リストを国へ提出するものとする。また、事業実施年度の翌年度の5月末までに、実施状況を当該リストにチェックし、国へ提出するものとする。
- (4) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。
- (5) G A P 認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでアからエの手続きを省略することができる。対象となるG A P 認証は、以下のa からd までのとおりとする。
- a JGAP (農産)
 - b ASIAGAP
 - c GLOBALG. A. P.
 - d 国際水準G A P ガイドラインに準拠した都道府県G A P (確認体制を有するものに限る。)

Ⅱ－１ 推進事業

第１ 取組の概要

１ 生産安定・効率化機能の具備・強化

（１）労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

（２）生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。

（３）種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

（４）新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

（５）耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

施設の低コスト化など施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組。

（６）担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

地域計画の策定に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

２ 供給調整機能の具備・強化

（１）貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

（２）集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

３ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

（１）GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

（２）新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。

（３）導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

（４）品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

（５）高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

（６）輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業用機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うに当たり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、C A コンテナ、機器等のリース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

第2 交付対象経費

1 本対策の交付対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表7に掲げるとおりとし、本対策の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表7の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における交付対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表7に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を交付対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、交付対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

第3 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定

するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第4 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表8の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

第5 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- 2 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 3 第1の4に取り組む場合

(1) 共通

ア 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

イ 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

エ 本体価格が50万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

カ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

キ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本対策を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

(2) 農業用機械等を導入する場合

ア 交付対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械等に限るものとする。

イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本対策の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－交付金)／当該農業用機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(3) 農業用機械等をリース導入する場合

ア 農業用機械等のリース期間は、食料システム構築計画等の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する交付額（以下「リース料交付額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×交付率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料交付額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{交付率（1／2以内）}$$
$$\text{「リース料交付額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{交付率（1／2以内）}$$

4 第1の5に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本対策の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

5 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- (1) 交付対象は、新しい農業のモデルに対応できる拠点事業者等の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- (3) 生産資材の導入支援を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅱ－２ 整備事業

第１ 交付対象とする取組の内容

食料システム構築計画等の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- １ 育苗施設
- ２ 乾燥調製施設
- ３ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ４ 農産物処理加工施設
- ５ 集出荷貯蔵施設
- ６ 産地管理施設
- ７ 用土等供給施設
- ８ 農作物被害防止施設
- ９ 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設
- 11 有機物処理・利用施設

第２ 対象地域

- １ 本対策の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。
ただし、第１の９の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- ２ 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内（ただし、本要綱別記１のⅡ－１の第２の５の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。）のものに限ることとする。

第３ 交付率

本要綱別表１のⅢの２の（２）の交付率の欄のただし書の別記３に定める場合は、次の１から３までに掲げる場合とし、別記３に定める交付率は、当該１から３までに定める率とする。

- １ 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合 事業費の10分の6以内
- ２ 次の（１）又は（２）に掲げる場合 事業費の10分の4以内
 - （１）稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等（４の（６）のイに定める地域をいう。以下同じ。）以外の地域が受益地区の過半を占める場合
 - （２）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- ３ 次の（１）から（４）までに掲げる場合 事業費の3分の1以内
 - （１）乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
 - （２）米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合
 - （３）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち、温室本体を整備する場合
 - （４）野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

第4 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、本要綱別記1のⅡ－1の第2の4の（2）とし、その額を超える部分について、交付対象としないものとする。

第5 成果目標

整備事業の成果目標は、配分基準通知の別表1－1－①、③及び④において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物
- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農産物輸出に向けた体制整備
- 8 みどりの食料システム戦略の推進
- 9 人材育成推進

第6 採択要件

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、配分基準通知により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

なお、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施計画から選定するものとする。

第7 交付対象基準

- 1 1食料システム構築計画等当たりの単年度当たりの交付金の要望額は、20億円を上限とする。
- 2 整備事業で整備する施設については、別記1のⅡ－1の第2の5に定める施設ごとの交付対象基準を満たすものとする。
- 3 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの交付により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- 4 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 5 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- 6 地方農政局長等は、Ⅰの第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下の（1）又は（2）に掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

する。

なお、改善措置については、別紙様式 6 号の 3 に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

7 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

8 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、交付の対象外とするものとする。

9 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

10 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

11 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合であっても同様とする。

(2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

(3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

(4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

12 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実に見込まれていなければならないものとする。

13 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実に見込まれることを要するものとする。

14 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

15 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設

又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

- 16 本対策により施設を整備する場合にあっては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 17 成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に交付対象とすることができるものとする。

- （１）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- （２）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- （３）交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

- 18 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了年度内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。）することとする。

- 19 整備事業の交付対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用するものとする。

第8 留意事項

1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 P F I 法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、P F I 法の活用に努めるものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

7 G A P への対応

本対策において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 7 推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金、報酬等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金、報酬等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業

			等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パート	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画

		タイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当	に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	

旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業	

		の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

（注１）上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- １ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ２ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注２）交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分することとする。

別表 8 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
・販売額又は所得額の 10%以上の増加
20%以上・・・10 ポイント
18%以上・・・8 ポイント
15%以上・・・6 ポイント
13%以上・・・4 ポイント
10%以上・・・2 ポイント
・契約栽培の割合を 10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を 50%以上とすること
20%以上・・・10 ポイント
18%以上・・・8 ポイント
15%以上・・・6 ポイント
13%以上・・・4 ポイント
10%以上・・・2 ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率
100%以上・・・10 ポイント
95%以上・・・8 ポイント
90%以上・・・6 ポイント
85%以上・・・4 ポイント
80%以上・・・2 ポイント
・労働生産性の 10%以上の向上
20%以上・・・10 ポイント
18%以上・・・8 ポイント
15%以上・・・6 ポイント
13%以上・・・4 ポイント
10%以上・・・2 ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を 5 %以上削減
15%以上・・・10 ポイント
13%以上・・・8 ポイント
10%以上・・・6 ポイント
8 %以上・・・4 ポイント
5 %以上・・・2 ポイント

強い農業づくり総合支援交付金 (食料システム構築支援タイプ) 事業実施計画【推進事業】

(強い農業づくり総合支援交付金 (食料システム構築支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記3のⅠ－1の第1の3の（6）又はⅡ－1の第1の3の（6）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記3のⅠ－1の第4又はⅡ－1の第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		交付金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化					
カ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2) 供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア G A P・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入					
(5) 効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額（円）	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
（１）生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立			
費 目			
イ 生育予測システム等の導入			
費 目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費 目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費 目			
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化			
費 目			
カ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化			
費 目			
（２）供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費 目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 目			
（３）実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア G A P ・トレーサビリティ手法の導入			
費 目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費 目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費 目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費 目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費 目			
カ 輸出対応型産地の育成			
費 目			
（４）農業用機械等の導入及びリース導入			
費 目			
（５）効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費 目			
イ 技術等の実証の取組			
費 目			
（６）その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費 目			
合 計			

（注１）「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

（注２）「費目」欄には、別記３のⅡの別表７に掲げる費目を記入すること。

（注３）適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式 1 号の 2 別添 2

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(５) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

① 施設整備の効率化に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(６) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

添付書類 地域計画や農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの

別紙様式 1 号の 2 別添 3

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式 1 号の 2 別添 4

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) G A P・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・ 地域名		対象品目名	

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式 1 号の 2 別添 5

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)				
購入価格(税抜き) [1]		(円)			
	うちオプション分 (税抜き)	(円)			
購入価格(税込み) [2]		(円)			
購入費交付申請額 [3]		(円)			
購入物件保管場所					
備考					

注1: 「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

注2: 「購入費交付申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注3: 「備考」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を記入してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② 農業用機械の導入にあつては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容					備考
具体的内容（資材の名称等を具体的内容を記載）	個数、面積又は員数等	単価	事業費 （円）	うち交付金申請額 （円）	
合計					

- 注： 添付書類は、以下のとおり。
- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
 - ② その他地方農政局長が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注:対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等 の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定(導入する農業用機械等の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）		年	月	～	年	月	（月）	備 考
	リース借受日から○年間（※２）							（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①							（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②							（円）	
リース料交付申請額	③							（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④							（円）	
消費税	⑤							（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤								（円）	
リース料交付申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。									
I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2 以 内 II （リース物件価格 － 残存価格） × 1/2 以内									

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。

注２：リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。

注３：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

（４）その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

(6) オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐ 整備している

☐ 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、
CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、
SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。

※2 なお、「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

別紙様式 1 号の 2 別添 6

5. 効果増進・検証事業
(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費				備考
							(円)	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果 検証	今後の展開 等	備考

強い農業づくり総合支援交付金 (食料システム構築支援タイプ) 事業実施計画書【整備事業】

(強い農業づくり総合支援交付金 (食料システム構築支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所 在 地：

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○○年）	目標値（○○年）	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注 1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注 2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注 3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注 1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注 2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注 1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注 2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注 3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、企画、能力等)	総事業費					年度別内訳															完了 (予定)	費用対効果 分析結果 ※計算方法 も記載
							〇〇年度					〇〇年度					〇〇年度						
		総事業費					総事業費					総事業費											
		(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	(円)	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他		

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、費用対効果分析通知に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円／ha,t,m ² 等	千円	

(注1)施設名は、本要綱別記1のⅡ－1の5に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ－1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ－1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式 2 号の 2（別記 3 の I の第 3 の 1 及び II の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

（北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

所 在 地

氏 名

〔都道府県知事〕

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
事業実施計画の（変更）協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の I の第 3 の 1 及び II の第 3 の 1 に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の 2 の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式 3 号の 2 の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式 2 号の 3（別記 3 のⅡの第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
事業実施計画の（変更）協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 のⅡの第 3 の 1 に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の 2 の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあっては別紙様式 3 号の 2 の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式 2 号の 4（別記 3 のⅡの第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）の事業実施計画（変更の）妥当性等の協議について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 のⅡの第 3 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- （注） 1 関係書類として、別紙様式第 1 号の 2 を添付すること。
- 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第 3 号の 2 の特認団体協議書を添付すること
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
- 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

別紙様式 2 号の 5（別記 3 の I の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の I の第 3 の 1 に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式 2 号の 6（別記 3 のⅡの第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記 3 のⅡの第 3 の 1 に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式 4 号の 2（別記 3 の I の第 3 の 2 及び 3 並びに II の第 3 の 2 及び 3 関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

（北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

所 在 地

氏 名

〔都道府県知事〕

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実
施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務
次官依命通知）別記 3 の I の第 3 の〇及び II の第 3 の〇_{（注 3）}の規定に基づき、別添のとおり報告
する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の 2 を添付すること。
- 2 別記 3 の I の第 3 の 2 及び 3 又は II の第 3 の 2 及び 3 による改善措置を講じた場合は、
改善措置内容についても、あわせて報告すること。
- 3 事業実施状況報告の場合は、別記 3 の I の第 3 の 2 又は II の第 3 の 2、評価報告の
場合は、別記 3 の I の第 3 の 3 又は II の第 3 の 3 を記載すること。
- 4 都道府県の取組の場合は、別紙様式 4 号の 3 を添付すること。

別紙様式 4 号の 3（別記 3 のⅡの第 3 の 2 及び 3 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実
施状況報告（評価報告）（〇〇年度）

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務
次官依命通知）別記 3 のⅡの第 3 の○^{（注 3）}の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の 2 を添付すること
2 別記 3 のⅡの第 3 の 2 及び 3 による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、
あわせて報告すること
3 事業実施状況報告の場合は、別記 3 のⅡの第 3 の 2、評価報告の場合は、別記 3 のⅡの
第 3 の 3 を記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部または一部が達成されていない場合は、上記の 1、2 に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の 1、3、4、5 に記入すること。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した強い農業づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部または一部が達成されていない場合は、上記の 1、2 に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の 1、3、4、5 に記入すること。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制